

平成30年6月13日答申  
事件番号 平成29年(審)第3号  
審査請求人 ○○○○  
処分庁 大田区長 松原忠義

## 答 申 書

### 第1 答申の趣旨

審査庁は、大田区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った平成29年4月3日付け換価代金等の配当処分（区納発第○○号。以下「本件配当処分」という。）及び同年4月5日付け差押処分（区納発第○○号。以下「本件差押処分」という。）に対する審査請求（平成29年(審)第3号。以下「本件審査請求」という。）のうち、本件配当処分に関する請求については却下すべきであり、本件差押処分に関する請求については棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 本件の概要

本件は、特別区民税・都民税の一部を滞納していた審査請求人が、処分庁から給料等の差押処分を受けるとともに、これに基づき法定金額による取立てを受けたため、処分庁に対して取立金額の減額を求めたところ、処分庁が平成28年12月には取立金額を0円とし、平成29年1月から3月までは取立金額を3万円としていたのに対し、同年4月には再度法定金額による取立てを行い、これに従い同年5月に配当処分を行ったことから、差押処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。なお、審査請求人が本件において審査請求を行った対象である本件配当処分は、平成29年3月に支払われた給料等につき処分庁が取立てを行った3万円のうち2万9741円に対して行われたものである。

## 2 前提事実

### (1) 原差押処分

審査請求人は、平成28年10月28日時点において特別区民税・都民税の一部を滞納していたことから、処分庁は、同日、審査請求人が勤務先である第三債務者から支払を受ける予定であった同年11月15日以降の毎月の給料等のうち、国税徴収法(以下「法」という。)76条1項各号が定める金額を控除した金額の支払請求権を差し押さえた(以下「原差押処分」という。)

### (2) 配当金額減額の申入れ

処分庁が、原差押処分に基づき、審査請求人に対し、平成28年11月15日に支払われる給料等(以下、「11月分の給料等」という。なお、当月15日に支払われる給料につき、「〇〇月分の給料等」などということがある。)について法定金額による取立てを行ったことから、審査請求人は、処分庁の担当者に対し、取立金額の減額を求める内容の申出を行った。この申出を受けた処分庁は、同年12月分の給料等について取立てを行わなかった。

### (3) 取立金額を3万円とする旨の回答

平成28年12月28日、審査請求人が処分庁の担当者に対し架電したところ、処分庁の担当者は、審査請求人に対し別途自主納付を行うことを求める一方で、平成29年1月分以降の給料等に対する取立金額を3万円とする旨回答した。そして、処分庁は、審査請求人に対し回答したとおり、平成29年1月分及び同年2月分の給料等に関し、3万円について取立てを行い、うち2万9741円につき配当処分を行った。この間、審査請求人が、この取り立てられた金額とは別に、滞納していた特別区民税・都民税につき自主的に納付をすることはなかった。

### (4) 平成29年3月分の給与に関する本件配当処分と本件送付状の記載

処分庁は、平成29年4月3日、同年3月分の給料等に関し、審査請求人から3万円を取り立てた上で、うち2万9741円を配当金額とする配当処分(本件配当処分)を行うとともに、同年4

月5日、同日付けの「配当計算書(謄本)等の送付について」と題する送付状(以下「本件送付状」という。)を付して、本件配当処分に係る配当計算書(謄本)を審査請求人に送付した。

処分庁の担当者は、この配当計算書(謄本)を送付する際、本件送付状において、「なお、お電話でお約束したとおり、1月からは3万円を給与から控除させていただいておりますが、まだまだ滞納がありますので、別枠で、できるだけ多くの納付をお願いいたします。」と記載した。

#### (5) 原差押処分の解除及び本件差押処分

平成29年4月5日時点で審査請求人は148万4688円の特別区民税・都民税及び延滞金を滞納していたことから、処分庁は、同日、原差押処分を解除するとともに本件差押処分を行い、本件差押処分の第三債務者に対し、差押通知書を発送した。この差押通知書は、同年4月6日に当該第三債務者に到達した。

#### (6) 4月分以降の給料等に対する配当処分及び審査請求

審査請求人は、平成29年4月14日、同年4月分の給料等から13万3000円が取り立てられていることを知り、処分庁に対して苦情を申し入れた。その後、審査請求人は、同月20日、本件配当処分及び本件差押処分に対して審査請求をした。

なお、処分庁は、本件差押処分に基づき、4月分の給料等につき13万3000円を取り立てた上で、同年5月11日、配当金額を13万2741円とする配当処分を行い、さらに、5月分の給料等についても12万3000円を取り立てた上で、同年6月1日、配当金額を12万2741円とする配当処分を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件配当処分及び本件差押処分は違法であるので、その取消しを求める。

- (1) 本件差押処分に基づいて法定金額での取立てがなされると、給料の手取り金額が13万円程度しか残らず、他の支払もある

ことからこの金額では生活ができないので、取立金額の減額を認めるべきである。

- (2) 審査請求人は、処分庁から自主納付を求められたことに対して、自主納付が可能な安定した収入が得られる計画を立てることができた時点で自主納付をする旨を処分庁の担当者に告げていたにすぎないところ、審査請求人は、平成29年4月5日まで、自主納付ができるような状況になかった。
- (3) 原差押処分においては、処分庁により別途の自主納付を求められていたものの、法定金額より減額された金額による取立てがなされていたところ、どのような場合に取立金額が法定金額に引き上げられるかについて事前の予告もないままに、しかも、前記第2の2項(4)に記載した内容の本件送付状の送付がなされたとほぼ同時に、処分庁により、取立金額を法定金額に引き上げるための本件差押処分がなされたのであり、本件差押処分は不意打ちであり不当である。

## 2 処分庁の主張の要旨

以下の理由により、本件配当処分に対する審査請求は却下されるべきであり、本件差押処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

- (1) 本件配当処分の審査請求期間は、同処分の換価代金等の交付期日である平成29年4月10日である(地方税法19条の4第4号)ところ、本件配当処分に対する同年4月20日付けの審査請求は審査請求期間経過後になされたものであり、不適法である。
- (2) 本件処分は、法47条1項1号、同54条、同62条、同66条及び同76条1項に従い、適法になされている。
- (3) 処分庁は、債務者からの事情を聴取した上で完納までの期間や納付金額、自主納付の申出状況等を考慮し、債務者の生活状況に配慮して納得の上で納付をしてもらうことによって、よき納税者を育て、将来の納税の促進を図るといった政策的見地から取立金額を減額することがあり、減額をするか否かについて

は処分庁に裁量が認められているところ、審査請求人は、平成28年10月28日に自主納付の申出をして、自主納付する約束をしていたにもかかわらず、平成29年4月5日まで全く自主納付をしなかった。かかる経緯からすれば、本件差押処分について減額に応じないことに裁量の逸脱ないし濫用はなく、不当でもない。

(4) 差押えについて事前通知をすると財産の隠匿等が行われる可能性があるので事前通知はしないのが通常であり、本件差押処分について事前予告をしなかったことは違法ではなく、不当でもない。

#### 第4 審理員意見書の要旨

本件配当処分に係る審査請求は却下すべきとし、本件差押処分に係る審査請求は棄却すべきとしている。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、平成29年8月18日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項、同法81条1項、大田区行政不服審査法施行条例1条及び同2条の規定に基づく諮問を受け、同年8月21日、同年10月20日、同年12月18日、平成30年2月1日、同年3月20日及び同年6月13日の審査会において、調査審議した。

#### 第6 答申の理由

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

##### 1 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、本件配当処分に対する審査請求が適法か(争点①)、原差押処分を解除し新たに本件差押処分を行った手続に違法又は不当な点はないか(争点②)である。

##### 2 争点①について

本件配当処分に対する審査請求期間は、地方税法19条の4第4

号の規定により、本件配当処分の換価代金等の交付期日である平成29年4月10日までであるところ、審査請求人により本件配当処分に対する審査請求が申し立てられたのは、同月20日であるので、かかる審査請求は不適法である。

### 3 争点②について

#### (1) 本件差押処分の違法性の有無について

審査請求人には平成29年4月5日時点で148万4688円の特別区民税・都民税及び延滞金の滞納があり、法47条1項1号における滞納者として差押えを受けるべき立場であったことが認められる。

そのため、平成29年4月5日、処分庁が原差押処分を解除した上で改めて本件差押処分を行ったことについて、その具体的な必要性については必ずしも明らかではないものの、処分庁が法54条に基づき差押調書を作成してその謄本を審査請求人に交付するとともに、第三債務者に対して債権差押通知書を送達したこと、並びに本件差押処分の対象及び金額が法66条及び法76条1項に基づき本件差押処分後に収入すべき給料に対して差押えが禁止される金額を控除した残額とされていたことからすると、違法であるとはいえない。

#### (2) 本件差押処分の不当性の有無について

審査請求人は、前記第3の1項記載のとおり、処分庁が審査請求人において実行しなかったと主張する自主納付は、あくまで安定した収入が得られた場合といういわば条件付きの約束であった旨、及び処分庁が今後も減額された取立金額が継続するかのよう内容の記載がある書面を送っておきながら、何の事前予告もなく取立金額を法定金額に引き上げたのは不意打ちであり不当である旨主張する。

確かに、処分庁が審査請求人からの申出を受けて、平成28年12月分の給料等について差押えに基づく取立金額を0円としたこと、平成28年12月28日、処分庁の担当者が審査請求人に対し平成29年1月分以降の給料等に対する取立金額を3万円とす

る旨回答したこと、処分庁がこの回答のとおり、平成29年1月分、同年2月分及び同年3月分の給料等に関し、3万円につき取立てを行った上で、うち2万9741円を配当金額としたこと、並びに処分庁が作成した平成29年4月5日付けの本件送付状に、「なお、お電話でお約束したとおり、1月からは3万円を給与から控除させていただいておりますが、まだまだ滞納がありますので、別枠で、できるだけ多くの納付をお願いいたします。」と記載されていたことからすると、審査請求人が、平成29年4月以降も当分の間給料等に関する取立金額が3万円に減じられたままとなるであろうという期待を抱くことについては無理からぬことといえる。

しかし、処分庁が審査請求人に対し国税徴収法に定める換価の猶予等の滞納処分を猶予する旨の処分を行った等の事実は認められず、他方で審査請求人には平成29年4月5日時点で148万4688円に上る特別区民税・都民税及び延滞金の滞納があり、これにより既に処分庁が滞納処分を行うに至っている状況からすれば、処分庁による滞納税金の適法な徴収行為は尊重されるべきであり、実際に審査請求人の前記の期待が裏切られたとしても、この点をもって、本件差押処分を取り消すべき不当性があつたとまでいうことはできない。

### (3) 処分庁の対応について

ところで、審査請求人が平成29年4月分以降の給料等についても取立金額が3万円にとどまるであろうという期待を抱いたことが無理からぬことであることは前記のとおりであり、処分庁としても、審査請求人にかかる期待が生じていたことは容易に認識しえ、又は認識しうべきであつたものと認められる。

それにもかかわらず、審査請求人の期待を裏切つたことについては処分庁の配慮不足があつたというほかになく、処分庁自らが主張する「納得の上で納付をしてもらうことによって、よき納税者を育て、将来の納税の促進を図る」という目的とは異なる結果が生じているといわざるをえない。

そのため、処分庁が、取立てに関し、法定金額よりも減額する場合には、あくまでも暫定的な措置にすぎないものであり、滞納者において減額する旨の合意又は滞納処分を猶予する旨の処分があったとする誤信を生じさせない対応が望まれる。

#### 4 手続について

審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い、処分庁からの弁明書の提出、審査請求人からの反論書の提出、争点整理表に基づく争点の整理、口頭意見陳述の実施など、それぞれ認められることから、その手続は適正なものと認められる。

#### 5 結論

よって、本件配当処分に対する審査請求は違法であるので、審査庁は、本件配当処分に対する審査請求を却下すべきである。

本件差押処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、さらに、不服審査申立手続に違法又は不当な点は認められない。したがって、審査庁は、本件差押処分に対する審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会  
会長 委員 川 義 郎  
委員 原 口 昌 之  
委員 菅 沼 篤 志